

収入金額に関する計算書

事業 年度	年 月	日から 日まで	法人名
----------	--------	------------	-----

1. 損害保険会社又は外国損害保険会社等の収入金額に関する計算

課税標準の計算	保険の種類	収入金額	率	課税標準
	船舶保険①	円	25 100	円
	運送及び積荷保険②		45 100	
	自動車損害賠償責任保険③		10 100	
	地震保険④		20 100	
	火災保険⑤		40 100	
	上記以外の損害保険⑥		40 100	
合計		① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ ⑦		

収入金額に関する明細書

保険の種類	収入保険料及び再保険返戻金の合計額⑧	支払再保険料及び解約返戻金の合計額⑨	正味収入保険料⑧-⑨ ⑩
船舶保険⑪	円	円	円
運送保険			
積荷保険			
小計⑫			
自動車損害賠償責任保険⑬			
地震保険⑭			
火災保険⑮			
上記以外の損害保険			
その他他の保険			
小計⑯			
合計			

2. 少額短期保険業者の収入金額に関する計算

課税標準の計算	保険の種類	収入金額	率	課税標準
	保険業法第3条第4項第1号及び第2号に掲げる保険⑰	円	16 100	円
	保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険⑱		26 100	
	合計 ⑰ + ⑱ ⑲			

収入金額に関する明細書

保険の種類	収入保険料及び再保険返戻金の合計額⑳	支払再保険料及び解約返戻金の合計額㉑	正味収入保険料㉒-㉑ ㉒
保険業法第3条第4項第1号及び第2号に掲げる保険	円	円	円
保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険			
合計			

3. 株式会社日本貿易保険の収入金額に関する計算

課税標準の計算㉓	収入金額	率	課税標準
	円	15 100	円
収入金額に関する明細書			
収入保険料及び再保険返戻金の合計額㉔	支払再保険料及び解約返戻金の合計額㉕	正味収入保険料㉔-㉕ ㉖	
円	円		円

第6号様式別表8記載要領

- 1 この計算書の1は、損害保険会社又は外国損害保険会社等が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算書の2は、少額短期保険業者が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載し、この計算書の3は、株式会社日本貿易保険が課税標準となる収入金額の計算を行う場合に記載して、第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付してください。
- 2 「課税標準の計算」における「収入金額」の各欄には、「収入金額に関する明細書」により計算した「正味収入保険料⑩」の欄、「正味収入保険料㉔」の欄又は「正味収入保険料㉖」の欄の金額をそれぞれ対応する保険の種類ごとに記載します。
- 3 「収入保険料及び再保険返戻金の合計額」の欄には、収入保険料のうち払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額も収入保険料より控除して計算します。